

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (2) 町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- (3) 町は、雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (4) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良等を行う。
- (5) 通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

- (1) 積雪地域の冬期道路交通を確保するため、町、関係機関は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。
- (2) 町は、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。
- (3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (4) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。
- (5) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、町及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (6) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策

定するよう努める。

- (7) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど扱い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 農林産物対策計画

県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

4 雪害に関する知識の普及・啓発

- (1) 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。
このため、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。
- (2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

5 避難所等の寒冷対策

避難所等における暖房設備の設置等、寒さに対する配慮を行う。

6 情報提供体制の充実

町は、各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

- (1) たてしなび、CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、関係業者等との協力関係の構築を図る。
- (2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

7 孤立対策

第2編第2章第31節「孤立地域対策活動」に定めるところにより実施する。

- (1) 大雪による交通障害のため、町内で滞留車両が発生した場合は、滞留の状況や今後の見通しなどを把握し、必要があれば非常用食料等の提供や地域での支援を要請する。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生し又は発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

(1) 長野地方気象台の雪に関する気象警報・注意報等の発表基準

ア 警 報

種類	発表基準		
暴風雪警報	平均風速17m/s、雪を伴う。		
大雪警報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	中部	佐久地域	20cm

イ 注意報

種類	発表基準		
風雪注意報	平均風速13m/s、雪を伴う。		
大雪注意報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	中部	佐久地域	10cm
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合		
なだれ注意報	表層なだれ：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって降雪の深さ30cm以上 全層なだれ：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5°C以上、又は日降水量が15mm以上		
着氷・着雪注意報	著しい着氷、着雪が予想される場合		
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10°C以上 2 積雪地域の日平均気温が6°C以上で、日降水量が20mm以上		

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件

との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(2) 伝達系統

伝達は、他の警報・注意報と同様に行われる（第2編第2章第2節「災害直前活動」参照）。

2 交通の確保

(1) 除雪体制の確立

町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に支障を来すおそれがあると認められるとき。（原則として降雪5～10cmで除雪作業を開始する。）

(3) 除雪路線（資料4-3参照）

町は町道の交通確保のため、町除雪委託業者と連絡を取り、迅速に除雪を実施する。路線の除雪順位は次のとおりとする。

ア 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

イ 公共施設に通ずる町道

ウ 通学用道路となっている町道

エ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

(4) 住民による除雪活動等

住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

3 交通の規制

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

4 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県と協力して専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。

(2) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

- (3) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、県と協力して、必要に応じて応急工事を実施するものとする。
- (4) 雪害の規模が大きく、その対策において町で調達できる土木及び林業用機械等だけで対応ができない場合は、県及び東信森林管理署等関係機関へ応援を要請する。

5 避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

雪崩災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動に当たっては、雪害の特性や雪崩等の危険箇所について、十分な配慮を行う。

- (1) 避難誘導に当たっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 指定避難所の開設に当たっては、雪崩危険箇所等に考慮して、安全性の高い場所に設置する。

第2章 航空災害対策

第1節 災害応急対策計画

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概略的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、予測される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防本部と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や地域医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

第3章 道路災害対策

第1節 災害応急対策計画

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、巡回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる被害状況の調査を行い、県に報告する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

4 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

5 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又はたてしなび、CATV、広報車等により広報を行う。

6 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 規制及び指導の強化

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し（資料6－1参照）、以下の指導を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に隨時実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（イ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

〔危険物取扱事業所〕

(1) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。

(2) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。

(3) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材につ

第2節 災害応急対策計画

町域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、たてしなび、CATV、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

〔危険物等取扱事業所等〕

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

第2節 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

2 応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 消火・救助活動

町及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防ぎよ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」に基づく消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(3) 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかに退去するよ

う呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。